

重要事項のご説明

家賃補償保険“大家の味方”をご契約いただくお客様へ

ご契約前に「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、「家賃補償保険“大家の味方”」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みくださるようお願いいたします。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては家賃補償保険普通保険約款をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

「家賃補償保険“大家の味方”」は、賃貸住宅を所有される方のための保険です。本保険は、賃貸住宅を所有される方が火災・風災・水災・死亡事故等をはじめとするさまざまな事故により、その建物に損害を受けた結果、その建物の復旧期間中の家賃収入に生じた損失に対して保険金をお支払いします。

(2) 補償の内容

損害保険金	次の事故により保険の対象が損害を受け、その結果生じた家賃の損失に対して、被保険者に損害保険金をお支払いします。 ①火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害 ②風災、ひょう災 または雪災による損害 ③水災による損害 ④給排水設備事故の水漏れ等による損害 ⑤建物の外部からの物体の衝突等 ⑥騒じょう等 ⑦保険の対象における居住者の死亡
-------	---

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(4) セットできる主な特約およびその概要

この保険には特約はありません。

(5) 保険期間

保険期間は1年間です。

(6) 引受条件(保険金額等)

(1) 約定家賃額の設定

保険契約締結時には、まず建物の賃貸料をもとに当該金額を超えない範囲で約定家賃額を定めます。区分して賃貸される場合には、それぞれの戸室ごとに定めます。

なお、次のものについては賃貸料に含まれません。

- 水道、ガス、電気、電話等の使用料金
- 権利金、敷金、礼金、その他の一時金
- 賄料

(2) 約定復旧期間月数の設定

保険契約締結時には、約定復旧期間を定めます。約定復旧期間は原則として6ヶ月です。

(3) 保険価額(保険金額)

約定家賃額に約定復旧期間を乗じた額を保険価額とします。原則として保険金額は保険価額と同額で定めます。

(4) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 保険料

保険料は約定家賃額及び約定復旧期間によって決定されます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。
また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。など、現金のほかに払込票等により保険料を払い込む方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約された場合、家賃補償保険普通保険約款の規定により領収した保険料から既経過期間に対し所定の係数を乗じた額を差し引いてその残額を返戻します。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」に関するお問い合わせ／

その他保険に関する苦情・お問い合わせ・ご相談は

株式会社アソシア 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-2 ユニコビル7F

☎03-3265-9290 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く。)

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては家賃補償保険普通保険約款をご参照ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

(1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフの手続きは取扱代理店では受け付けることができませんので、上記期間内(8日以内の消印有効)に以下の内容を書面に記載のうえ、弊社の本社宛に必ず郵便にてご連絡ください。

- ①クーリングオフされる旨
- ②ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号
- ③ご契約を申し込まれた年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の契約証番号または証券番号
- ⑤ご契約を申し込まれた代理店名

(2) クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は全額お返しします。弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

(3) すでに保険金をお支払する事由が発生しているにもかかわらずそれを知らずにクーリングオフをされた場合には、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約締結時の注意事項

- (1) 保険契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります。申込書記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特に保険契約者の住所、氏名、保険の対象の所在地、保険の対象の約定家賃額、約定復旧期間、他の保険契約の有無等にご注意ください。
- (2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがありますのでご注意ください。
 - ① 保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていた事実があった場合
 - ② 保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

- (1) ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
 - ① 保険の対象の全部を譲渡すること
 - ② 保険の対象の構造を変更すること
 - ③ 保険の対象の全部を他の場所に移転すること
 - ④ この保険契約によって保険金をお支払いすべき損害に対して保険金を支払うべき保険契約等を他の保険者等と締結すること
 - ⑤ 保険契約者が保険契約証、保険証券または保険契約継続証記載の住所または通知先を変更すること
- (2) ご契約後に戸室ごとの月額賃料に著しい増減が生じる場合は、取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、約定保険金額通りの保険金支払いがなされないことがありますので、ご注意ください。

3. 補償の開始時期

(1)弊社の保険責任は、保険契約証、保険証券または保険契約継続証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。

(2)(1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、弊社は初回保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、主な場合のみを記載していますので、詳しくは家賃補償保険普通保険約款の第1章第4条「保険金をお支払いしないとき」をご参照ください。

- ① 保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質による損害
- ③ 地震、噴火、津波を原因とする損害
- ④ 取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害

(2)保険金の削減払い

弊社は、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

5. 保険料の払込等の取扱い

(1)保険料の払込猶予期間

保険料の払込猶予期間はありませんので、保険料はご契約と同時にその全額をお払込みください。保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

(2)保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

6. 破綻時等の取扱い

弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

7. ご意見・苦情等のお申し出について

(1)弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申し出】

TEL : 0120-953-827
0120-936-120

※受付時間 : 9:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

【メールでのお申し出】

info@associa-insurance.com

(2)指定紛争解決機関(ADR 機関)

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくこともできます。当機関は、お客さまからのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【『少額短期ほけん相談室』の連絡先】

〒104-0032

東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階

TEL : 0120-82-1144

FAX : 03-3297-0755

※受付時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

8. 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1)継続時の保険料の増額または保険金額の減額等

- (1) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

(2)少額短期保険業者が引き受けられることができる保険の範囲

- ① 保険期間は2年(損害保険の場合)以内であって、保険金額は保険業法施行令第1条の6に定める金額(*1)以下となります。
- ② 同一の保険契約者及び被保険者について引き受けられることができる保険の保険金額の合計額は、原則として1,000万円が上限となります。
- ③ 同一の保険契約者について引き受けられるすべての保険の被保険者の総数は、100名が上限となります。

(*1)保険業法施行令第1条の6に定める金額は次の通りです。

保険の種類	保険金額限度
損害保険	1,000万円

(3) 特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置の適用を受ける場合の取扱

保険業法附則第16条第1項により、特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置の適用を受ける場合には、平成18年4月1日から起算して7年を経過する日までの間は、次の通りとなります。

- ① 上記(2)①にかかわらず、保険金額は保険業法施行令附則第3条に定める金額(*1)以下となります。
- ② 上記(2)②にかかわらず、1保険契約者または1被保険者について引き受けられるすべての保険の保険金額の合計額は、原則として5,000万円が上限となります。

(*1)保険業法施行令附則第3条に定める金額は次の通りです。

保険の種類	保険金額限度
損害保険	5,000万円

9. 事故が起こった場合

- (1)この保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- (2)保険金請求権には3年の時効がありますのでご注意ください。
- (3)保険契約締結後、保険の対象の全部が滅失した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

お客様に関する個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、弊社が保険引受の審査および保険契約の履行のために利用するほか、弊社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

弊社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（少額短期保険代理店を含む）に取り扱いを委託する場合
- ③ 再保険契約の締結や再保険の受領のために、再保険会社等に必要な情報を提供する場合
- ④ 保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、また不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込み下さいませようをお願いいたします。

この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては家賃補償保険普通保険約款をご参照ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

(1) 保険料領収証の発行

保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

(2) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(3) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。

(4) 補償重複

補償内容が同様の保険契約が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

(1) 保険契約証または保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお渡しする保険契約証または保険証券は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。またご契約手続から1ヶ月を経過しても保険契約証または保険証券が届かない場合には、弊社までお問い合わせください。

3. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの弊社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、損害の発生および拡大の防止の処置(消防車、救急車の手配や警察への連絡)を行ったうえで取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求手続きについて詳しくご案内いたします。

(2) 約定復旧期間の算定に関して

事故発生後、保険の対象である戸室の改装等の処置が発生しますが、改装着手前に取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社から鑑定人を派遣させていただきます。

独自に改装をされた後に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、弊社鑑定人が算定する推定約定復旧期間を元に保険金のお支払いをさせていただきます場合がございますのでご注意ください。

(3) 打ち合わせ

事故の発生原因・被害状況を確認いたします。保険金のお支払いに向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

(4) 保険金請求資料の作成・提出

必要な提出書類を作成いただき、早期の保険金のお支払いに向けてすみやかに必要書類の提出をお願いいたします。

(5) 保険金請求内容の確認・承認

お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

(6) 保険金のお受取り

保険のご契約に質権設定がある場合、保険金をお支払いする際には質権者への確認が必要となりますので、ご了承ください。